

# J A 共済における 保険法施行への対応状況について

J A 共済連 全国本部 開発部 開発法規グループ  
古谷 公生

## 1. はじめに

平成22年4月1日、共済・保険の利用者保護を目的として、共済・保険契約に関する一般的なルールを定めた保険法（平成20年法律第56号、平成20年6月6日公布）が施行された。

これまでは、協同組合が行う共済は非営利のため、基本的な保険契約のルールを定めた商法は適用されなかったが、新しい保険法の施行によって、J A 共済についても等しく共通のルールが適用<sup>i)</sup>されることになった。

新しい保険法は、片面的強行規定<sup>ii)</sup>を有しており、これに反する約款の規定は無効となるため、J A 共済では、保険法の施行に合わ

せて、保険法の規律に則した内容になるよう共済約款および事務手続き等の改訂・見直しを行った。また、組合員・利用者の視点に立って、わかりやすさ・理解しやすさを向上する観点から、この機会に共済約款の平明化にも取り組むこととした。【共済約款の平明化の取組みについては、P.10「J A 共済における共済約款の平明化と今後の展望」参照。】

本稿では、表1に掲げる事項を対象として、J Aの終身共済約款および建物更生共済約款の改訂内容とその実務の対応状況について概説していく。

表1 共済約款の主な改訂項目と概要

主な項目	改訂概要	損害共済約款 <sup>iii)</sup>	生命共済約款 <sup>iv)</sup>	傷害疾病定額共済約款 <sup>v)</sup>
告知義務	・告知義務の定義の明確化 ・他保険の有無等が告知事項になる旨を明記（損害共済等）	○	○	○
共済金の支払期限（履行期）	・支払期限は請求完了日の翌日から8日（生命共済）、30日（損害・傷害疾病定額共済）を原則 ・支払に必要な確認事項を明記 ・支払期限を延長できる条件と日数を明記	○	○	○
重複契約の支払方式	・支払方式を独立責任額全額方式に変更	○	—	—
重大事由による解除	・共済者が共済契約を解除できる要件を、保険法の規律に則した内容に変更	○	○	○

注：○該当項目について対応 — 該当項目と無関係

i) 保険法（第2条）では、保険契約を「保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず、当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として財産上の給付（中略）を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生の可能性に応じたものとして保険料（共済掛金を含む。）を支払うことを約する契約をいう」と定義している。

ii) 契約者等の保護を確実なものとするため、保険法の規定の内容よりも契約者等に不利な内容の約款（合意）を無効とするもの。

iii) 一定の偶然的事故によって生ずることのある損害をてん補するものをいい、建物更生共済の建物保障・動産保障、火災共済などが該当する。

iv) 人の生存または死亡に関し一定の支払を行うものをいい、終身共済の死亡保障、養老生命共済の満期（生存）保障などが該当する。

v) 人の傷害疾病に基づき一定の支払を行うものをいい、医療共済の入院・手術保障、傷害共済などが該当する。

## 2. 改訂・見直しの概要

### 1) 告知義務

#### ① 共済約款の改訂

保険法（第4条、第37条、第66条）では、契約者が、告知事項かどうかを判断したうえで自発的に告知すべきとする旧商法の規定を変更し、危険に関する重要な事項<sup>vi)</sup>のうち、保険者が告知を求めた事項が告知義務の対象とされた（質問応答義務）。

これを受けてJ A共済では、告知義務が質問応答義務であることとわかるよう告知事項の定義を変更するとともに、契約申込書・告知書により告知を行うことについて共済約款上の明確化を図った。また、保険法には特別な規定はないが、これまで損害共済では重複契約の有無等を契約締結時の判断材料としていたことから、「他の共済契約等」が危険に関する重要な事項の一つであることを共済約款に規定している（表2）。

#### ② 実務上の対応

共済約款の改訂に合わせ、契約者や被共済者にとって何が告知事項なのかがわかりやすくなるよう、告知事項および契約申込書・告知書様式の整備を行った。特に、建物更生共済については、契約申込書の記載事項のうち告知事項に該当するものを抜き出し、新たに「告知書」として独立させることとした。

さらに、保険法では、契約締結後に、契約者等に通知を求める事項（通知義務）については、告知事項の範囲内とされたため、契約者等が告知した内容を事後に確認・把握できるよう、告知書の複写化（告知書の写しを共済契約者等に配付する。）、共済証書への告知内容の印書を行うこととした。

表2 告知義務に関する規定

建物更生共済約款（第3章 基本条項）		保険法（第2章 損害保険）			
第1条 【用語の説明】 この基本条項において使用される用語の説明は、次のとおりとします。		（告知義務） 第4条 保険契約者又は被保険者になる者は、損害保険契約の締結に際し、損害保険契約によりてん補することとされる損害の発生の可能性（以下この章において「危険」という。）に関する重要な事項のうち保険者になる者が告知を求めたもの（第28条第1項及び第29条第1項において「告知事項」という。）について、事実の告知をしなければならない。			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>告知事項</td> <td>危険に関する重要な事項のうち共済契約申込書または告知書で質問した事項<sup>vi)</sup>をいいます。  <sup>vi)</sup> 他の共済契約等に関する事実を含みます。</td> </tr> </tbody> </table>	用語		説明	告知事項	危険に関する重要な事項のうち共済契約申込書または告知書で質問した事項 <sup>vi)</sup> をいいます。 <sup>vi)</sup> 他の共済契約等に関する事実を含みます。
用語	説明				
告知事項	危険に関する重要な事項のうち共済契約申込書または告知書で質問した事項 <sup>vi)</sup> をいいます。 <sup>vi)</sup> 他の共済契約等に関する事実を含みます。				
第10条 【告知義務】 共済契約者または被共済者は、共済契約の締結 <sup>vi)</sup> または復活の際、告知事項について、共済契約申込書または告知書により、事実を告知しなければなりません。 <sup>vi)</sup> 略					

vi) 契約締結にかかる引受可否の判断や掛金の算出に必要なとされる事項をいう。



## 2) 共済金の支払期限（履行期）

### ① 共済約款の改訂

これまで、J A共済では、共済金の支払期限について、特に調査のために日時が必要な場合を除き、請求に必要な書類がJ Aに到達した日以後「1か月」以内に支払うこととされていた。

保険法（第21条、第52条、第81条）では、適正な保険金の支払に必要な確認のための「相当の期間」が経過する日が保険金の支払期限として定められたことから、共済約款に共済金の支払に必要な確認・調査の内容と合理的な支払期限を典型的に規定するとともに、支払期限までに共済金が支払えない場合には、遅滞した共済金に遅延利息を加算して支払うこととした。

なお、共済事故の種類・状況によっては、共済金の支払に際して提出された書類だけで支払が可能な事案がある一方で、事故の状況等の確認が必要な事案も存在することから、それぞれの区分に応じて確認の内容・方法と支払期限を規定した（表3・4）。

### ② 支払実務の対応

共済約款の改訂に合わせ、共済金支払実務にかかる一連のプロセスを見直し、支払管理の徹底、処理の迅速化を図ることとした。なお、共済金の支払期限を変更した後の生命共済の死亡共済金の平均支払日数については、前年対比で1.5日短縮し6.0日（平成22年12月末現在）となっている。

#### ＜主な取組事項＞

- 支払期限の起算日となる請求日を正確に把握するため、支払に必要な全ての請求書類がそろった日（書類完備日）の日付管理を徹底する。
- 支払の早期化によるサービス向上の観点から、原則的な共済金の支払方法として、J A共済連から受取人の口座に直接支払う方式<sup>vii)</sup>に変更する。
- J AからJ A共済連への請求関係書類の画像伝送を全県で実施し、書類原本の移動に要する時間を短縮する。

表3 確認・調査内容の種類と支払期限

区分	事案内容	支払期限
調査不要事案	支払に特段の疑義がなく、共済契約の締結時から共済金請求時までに提出された書類だけで支払が可能な事案 例：責任開始日以後2年を経過している生命共済の死亡共済金の請求 等	8日
通常調査事案	共済金請求書類の受領から共済金支払処理に至るまでの一連のプロセスにおいて、契約者等から提出された書類だけでは支払のための確認ができない事案 例：J A・J A共済連の職員による現場確認や聞き取り調査が必要な事案 等	30日
特別調査事案	通常調査事案のうち、外部機関等への調査等の特別な照会・調査が不可欠な事案 例：弁護士法その他の法令に基づく照会が必要な事案 等	60日～180日

vii) これまでの共済金の支払方法は、契約者等との窓口機能を担っているJ Aからの支払を原則としていた。

表 4 共済金の支払期限に関する規定

終身共済約款	保険法（第3章 生命保険）																				
<p>第5条 [支払時期および支払方法]</p> <p>(1) 組合は、死亡共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後8日以内に死亡共済金を支払います。ただし、次に掲げる日は8日に含みません。</p> <p>① 日曜日および土曜日</p> <p>② 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>③ 12月29日から翌月3日までの日</p> <p>(2) 組合は、(1)の規定にかかわらず、共済契約の締結時から死亡共済金請求時までに組合に提出された書類だけでは死亡共済金を支払うために必要な確認ができない場合、または後遺障害共済金の請求があった場合は、請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払います。</p> <table border="1" data-bbox="244 936 991 1182"> <thead> <tr> <th>確認が必要な場合</th> <th>確認事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合</td> <td>死亡または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態に該当する事実の有無</td> </tr> <tr> <td>共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合</td> <td>この共済約款に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無</td> </tr> <tr> <td>共済契約の効力の有無の確認が必要な場合</td> <td>この共済約款に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (2)の事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)および(2)の規定にかかわらず、組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数(注)を経過する日までに共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人に対して通知するものとします。</p> <table border="1" data-bbox="217 1357 1010 1585"> <thead> <tr> <th>特別な照会または調査の内容</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁護士法その他の法令に基づく照会</td> <td>180日</td> </tr> <tr> <td>警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会</td> <td>180日</td> </tr> <tr> <td>医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会</td> <td>90日</td> </tr> <tr> <td>災害救助法が適用された被災地域における調査</td> <td>60日</td> </tr> <tr> <td>日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査</td> <td>180日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。</p>	確認が必要な場合	確認事項	共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	死亡または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態に該当する事実の有無	共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無	共済契約の効力の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無	特別な照会または調査の内容	日数	弁護士法その他の法令に基づく照会	180日	警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日	医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日	災害救助法が適用された被災地域における調査	60日	日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日	<p>(保険給付の履行期)</p> <p>第52条 保険給付を行う期限を定めた場合であっても、当該期限が、保険事故、保険者が免責される事由その他の保険給付を行うために確認をすることが生命保険契約上必要とされる事項の確認をするための相当の期間を経過する日後の日であるときは、当該期間を経過する日をもって保険給付を行う期限とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
確認が必要な場合	確認事項																				
共済金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	死亡または第1級後遺障害の状態もしくは重度要介護状態に該当する事実の有無																				
共済金が支払われない事由の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する共済金が支払われない事由に該当する事実の有無																				
共済契約の効力の有無の確認が必要な場合	この共済約款に規定する無効、取消しまたは解除の事由に該当する事実の有無																				
特別な照会または調査の内容	日数																				
弁護士法その他の法令に基づく照会	180日																				
警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会	180日																				
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日																				
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日																				
日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日																				

### 3) 重複契約の支払方式

#### ① 共済約款の改訂

損害保険においては、これまで、同一の目的を対象に複数の保険契約に加入している場合、それぞれの契約で算出した独立責任額（てん補損害額<sup>viii)</sup>の割合に応じて保険金を支払っていた。

保険法（第20条）では、保険者は独立責任額の全額を被保険者に支払い、自己の負担額を超えた部分については、他の保険者に求償<sup>ix)</sup>することができることと規定された（独立責任額全額方式）。

この規律は任意規定であり、J A共済では、従前の支払方式を維持することも考えられたが、契約者にとって利便性が高いと思われるこの支払方式を共済約款に規定<sup>x)</sup>することとした。なお、事業者間の手続きである求償に関する事項については、契約当事者間の権利義務関係ではないため、共済約款には規定していない（表5）。

#### ② 支払実務の対応

共済約款の改訂に合わせ、事故の受付に際して他の保険者への確認・情報交換ルール、求・応償にかかる事務手続き・諸帳票の整備を行った。なお、この改訂後、重複契約のうち、独立責任額全額方式により支払処理を行った件数は101件（平成22年12月末現在）となっている。

#### □ 求償手続き

請求方法にかかる被共済者への意思確認の結果、被共済者がJ A共済に請求すること、および独立責任額全額方式により請求することが確認された場合、J A共済は独立責任額の全額を支払うとともに、J A共済の自己の負担部分を超えて負担した分が発生した場合は、保険法の規律に従って、その分を他の契約先に求償する。

#### □ 応償手続き

独立責任額全額方式を採用した他の契約先に被共済者が請求した場合で、他の契約先の負担部分を超えた額についてJ A共済に求償された場合は、その求償に応じる。

viii) 他の契約がないものとして算出した支払うべき保険金の額をいう。

ix) てん補損害額の全額をまとめて支払った場合に、他社が負担すべき分がある場合は、他社に対して当該負担額を請求することをいう。

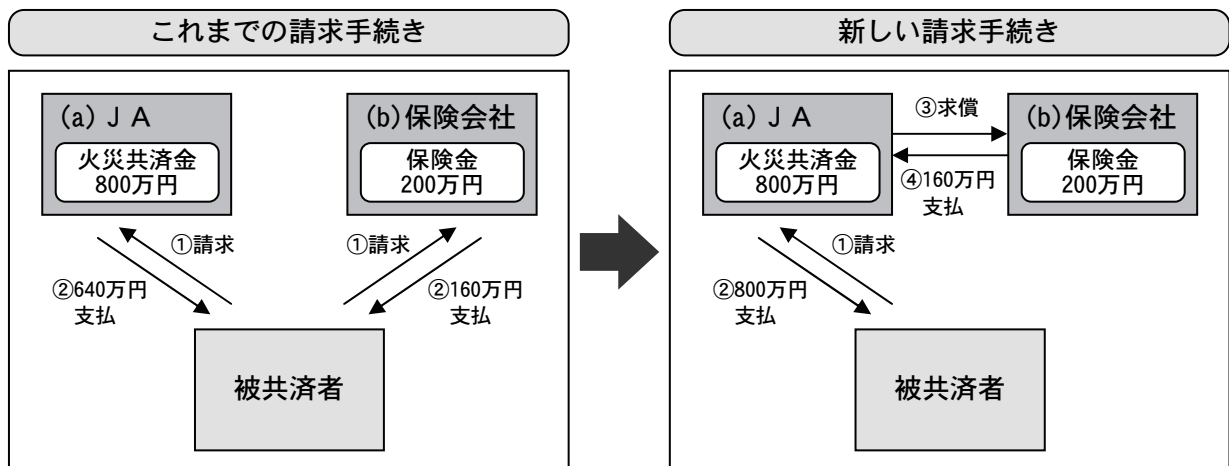
x) 建物更生共済約款第19条(1)では独立責任額の全額を支払う方式を規定している。同条(2)では、重複契約先の先行払いが判明している場合で、組合が共済金を支払うことで支払限度額を超過することとなるときは、差額払い（限度額－重複契約先の支払額）を可能とすることを規定している。いずれの支払方法とするかは、共済金請求時に請求者の意向を確認のうえ決定することになる。

表5 重複契約の支払方式に関する規定

建物更生共済約款（第1章建物条項）	保険法（第2章 損害保険）
<p>第19条〔他の共済契約等がある場合の共済金の支払額〕</p> <p>(1) <u>他の共済契約等がある場合であっても、この共済契約により支払う共済金の額は、第14条〔火災共済金・自然災害共済金の支払額〕および第15条〔費用共済金の支払額〕の規定により算出した額とします。</u></p> <p>(2) (1)により支払うこととなる共済金の額と他の共済契約等により既に支払われた共済金の額および保険金の額(注)との合計額が、共済金の種類ごとに別表3〔支払限度額〕の支払限度額を超える場合は、(1)の規定にかかわらず、この共済契約により支払う共済金の額は、次の算式により算出した額とします。ただし、他の共済契約等がないものとして算出した共済金の額を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{共済金の額} = \text{別表3〔支払限度額〕の支払限度額} - \text{他の共済契約等により既に支払われた共済金の額および保険金の額の合計額}</math> </div> <p>(注) この共済契約の共済の対象に収容されている動産にかかる臨時費用、失火見舞費用または特別費用に対して既に支払われた共済金の額または保険金の額を含みます。(2)において同様とします。</p>	<p>(重複保険)</p> <p>第20条 損害保険契約によりてん補すべき損害について他の損害保険契約がこれをてん補することとなっている場合においても、保険者は、てん補損害額の全額（前条に規定する場合にあつては、同条の規定により行うべき保険給付の額の全額）について、<u>保険給付を行う義務を負う。</u></p> <p>2 二以上の損害保険契約の各保険者が行うべき保険給付の額の合計額がてん補損害額（各損害保険契約に基づいて算定したてん補損害額が異なるときは、そのうち最も高い額。以下この項において同じ。）を超える場合において、保険者の一人が自己の負担部分（他の損害保険契約がないとする場合における各保険者が行うべき保険給付の額その合計額に対する割合をてん補損害額に乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）を超えて保険給付を行い、これにより共同の免責を得たときは、当該保険者は、<u>自己の負担部分を超える部分に限り、他の保険者に対し、各自の負担部分について求償権を有する。</u></p>

【例】共済価額1,000万円の住宅が、火災で800万円の損害を被った場合の支払例

- (a) J A（建物更生共済）の加入額（火災共済金額）：800万円
- (b) 保険会社（火災保険）での加入額（保険金額）：200万円





#### 4) 重大事由による解除

旧商法では規定されていなかったが、保険法（第30条、第57条、第86条）では、信頼関係破壊の法理に基づき、①契約者等による故意の事故招致、②保険金請求に関する詐欺、③その他信頼関係を損ない保険契約の継続を困難とする重大な事由があった場合、の保険者からの解除権を規定した。重大事由による解除については、保険法上の他の解除の規定（告知義務違反による解除、危険増加による解除）と異なり、不正利用事案を契約から排除することを前提にしていることから、「解

除権の行使に関する期間制限は設けず、因果関係不存在の特則も適用しない<sup>xi)</sup>」などの特徴がある。

J A共済では、この規定が片面的強行規定であることを踏まえ、保険法の規律に則した内容に解除事由を変更するとともに、従前の共済約款のうち、上記①～③に該当しない解除事由については削除することとした<sup>xii)</sup>（表6）。

なお、平成22年12月末現在において、新たな要件に基づく重大事由による解除権を行使した例はない。

表6 重大事由による解除に関する規定

終身共済約款	保険法（第3章 生命保険）
<p>第33条 [重大事由による解除]</p> <p>(1) 組合は、次のいずれかに該当した場合には、将来に向かって、共済契約を解除することができます。</p> <p>① <u>共済契約者または共済金受取人が、組合に共済金を支払わせることを目的として故意に被共済者を死亡させ、または死亡させようとした場合</u></p> <p>② <u>共済契約者、被共済者または共済金受取人が、組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として、支払事由（注1）を生じさせ、または生じさせようとした場合</u></p> <p>③ <u>共済金受取人が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合</u></p> <p>④ <u>この共済契約に付加されている特約または他の共済契約（注2）が重大事由により解除されたことにより、組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約を継続することを期待しえない①から③までに掲げる事由と同等の事由が生じた場合</u></p> <p>⑤ <u>①から④までのほか、組合の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合</u></p> <p>(注1) 死亡を除きます。</p> <p>(注2) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約を含みます。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>(重大事由による解除)</p> <p>第57条 保険者は、次に掲げる事由がある場合には、生命保険契約（第1号の場合にあっては、死亡保険契約に限る。）を解除することができる。</p> <p>一 保険契約者又は保険金受取人が、保険者に保険給付を行わせることを目的として故意に被保険者を死亡させ、又は死亡させようとしたこと。</p> <p>二 保険金受取人が、当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。</p> <p>三 前2号に掲げるもののほか、保険者の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該生命保険契約の存続を困難とする重大な事由</p>

xi) 「解除権に除斥期間の定めを設けた場合、重大事由による解除の規定が目指す効果（不正利用事案への適切な対処を通じた不正利用リスクの軽減）が期待できなくなってしまうことは相当ではない。また重大事由が発生した場合には、当該重大事由と因果関係のある保険事故であるか否かを問わず、当該重大事由が生じた後のすべての保険事故や給付事由について保険者の免責を認めることとするのが、この規定を設けた趣旨に合致する。」としている。萩本修・一問一答保険法102頁（2009年 商事法務）参照。

xii) 終身共済は死亡保険と傷害疾病定額保険の混合保険（共済）であるため、終身共済約款第33条(1)②では、保険法第86条の傷害疾病定額保険の規律（重大事由による解除）に則した規定をおいている。また、同条(1)④の「他契約等の重大事由解除」については、重大な解除事由に該当することを共済約款上で明確化する観点から規定している。

## 5) 既契約への遡及適用

上記の2)～4)については、契約関係者にとって有利な改訂となることから、保険法附則<sup>xiii)</sup>および共済約款における遡及条項に基づいて、平成22年3月31日以前に保障が開始している既契約についても、新しい共済約款・事務手続きにより取り扱うこととした。

※ J A 共済では、一部の改訂事項が既契約にも遡及適用されることを含め、利用者保護を目的とした保険法が適用されること、J A 共済では保険法への的確な対応を行っていることなどについて、様々な機会を通じて組合員・利用者に対して周知・案内を行っている。

## 3. おわりに

本稿では、共済約款・実務における主な保険法対応の内容について概説してきた。前掲のとおり、新たな共済約款に基づく実務対応については、現時点で大きな混乱もなく順調に推移しているが、共済契約の本質的な義務である共済金の支払処理については、これからも契約関係者の期待に応え期限内での確実な支払処理が履行できるよう、一層の迅速化を図っていく必要がある。

保険法施行に伴う共済約款の改訂作業は、保険法改正の議論が本格的に始まった平成18年度から、実に4年間の検討期間を経て、ほぼ全ての共済約款を改訂するというかつてない経験となった。

消費者の共済・保険商品に関する知識が向上し、共済・保険が取捨選択される状況下において、わかりやすい仕組み・共済約款を提供するという観点からは、新しい保険法がJ A 共済に適用された意義も大いにあったものと考えられることもできる。

これからも消費者保護の潮流が続くことが想定される中、今回改訂した共済約款については、判例の蓄積や関連する法制度改正を通じて、更なる課題に直面すると思われるが、J A 共済では、引き続き組合員・利用者の信頼と期待に応え、「安心」と「満足」を提供できるように、一層の改善に取り組むとともに、「共済約款の平明化」、「普及推進・契約締結の際のわかりやすさの追求」、「事務手続き・帳票の簡素化」等、一連の契約プロセスにおける業務品質の向上策についても積極的な対応をすすめることとしている。

xiii) 保険法の規定は、保険法の施行日以後に締結された保険契約に適用されるが、関係者に対して不利益を及ぼさない一部の規定については、保険法施行以前に締結された契約にもその規律を適用することとしている（保険法附則第2条ただし書、第3条から第5条まで）。